

0001

憲法 > 人権 | 難易度：基礎

「憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：個人の尊重と幸福追求権を定める日本国憲法13条の内容として正しいものはどれか。結論：すべて国民は、個人として尊重され、生命・自由・幸福追求に対する権利は、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

ア：憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「国会の憲法上の地位を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「衆議院と参議院の任期の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「常会と臨時会の召集規定を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

憲法 > 人権 | 難易度：基礎

「憲法14条の法の下での平等と列挙事由を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的・経済的・社会的関係において差別されない。

ア：81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：憲法14条1項の列挙事由そのものである。この問題では、憲法14条の法の下での平等と列挙事由を押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。憲法14条1項の列挙事由そのものである。この問題では、憲法14条の法の下での平等と列挙事由を押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。憲法14条1項の列挙事由そのものである。この問題では、憲法14条の法の下での平等と列挙事由を押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

憲法 > 人権 | 難易度：基礎

「思想・良心の自由の明文保障を確認する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：思想及び良心の自由は、憲法19条により侵してはならないとされる。

ア：20条2項が宗教的行為等への参加強制を禁じる。この問題では、信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：憲法19条の明文である。この問題では、思想・良心の自由の明文保障を確認することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。憲法19条の明文である。この問題では、思想・良心の自由の明文保障を確認することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。憲法19条の明文である。この問題では、思想・良心の自由の明文保障を確認することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

憲法 > 人権 | 難易度：基礎

「信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

ア：27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：20条2項が宗教的行為等への参加強制を禁じる。この問題では、信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「労働基本権の三つの内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。20条2項が宗教的行為等への参加強制を禁じる。この問題では、信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。20条2項が宗教的行為等への参加強制を禁じる。この問題では、信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

憲法 > 人権 | 難易度：標準

「表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：表現の自由・集会結社・検閲等を扱う憲法21条について正しい記述はどれか。結論：集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由を保障し、検閲を禁止し、通信の秘密を保障している。

ア．21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「刑事未成年の年齢基準を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

憲法 > 人権 | 難易度：標準

「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

ア．教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

イ．22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．刑法63条の明文で必要的減軽である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減軽を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「教唆犯と幫助犯の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「幫助犯の刑の必要的減軽を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「身分犯における共犯処理の条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007 憲法 > 人権 | 難易度：標準

「学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：憲法23条は「学問の自由は、これを保障する。」と定める。

ア：逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

イ：略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

ウ：23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：他人の占有する財物を窃取する行為であり刑法235条の窃盗罪が問題となる。この問題では、窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「逮捕・監禁罪の保護法益と行為を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「未成年者略取誘拐罪の対象年齢を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008 憲法 > 人権 | 難易度：標準

「婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

ア：刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。

ウ：普通裁判籍は「どこで被告を訴えるのが原則か」を定める基礎的管轄である。自然人ではまず住所を確認し、住所がない・不明な場合に居所等の補充基準を検討する。

エ：24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「贈賄罪と収賄罪の主体・行為を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「自然人の普通裁判籍の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

憲法 > 人権 | 難易度：標準

「生存権と国の社会的使命の二段構造を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

ア．25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．16条は管轄違いの場合の移送を定める。この問題では、管轄違いの場合の移送処理を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．移送には、管轄違いを是正する移送と、管轄はあるが損害・遅滞を避けるための裁量移送がある。条文ごとの目的と移送先の要件を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「管轄判断の標準時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「管轄違いの場合の移送処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「遅滞回避等のための裁量移送を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

憲法 > 人権 | 難易度：標準

「教育を受ける権利と義務教育無償を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：教育を受ける権利と普通教育の義務に関する憲法上の説明として正しいものはどれか。結論：すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有し、義務教育は無償とされる。

ア．39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．26条1項・2項に対応する。この問題では、教育を受ける権利と義務教育無償を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．40条1項の重要な効果である。この問題では、必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．訴え提起では、訴状の提出先、必要的記載事項、補正手続を一連で押さえる。基準日後の制度改正と混同しないことも重要である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。26条1項・2項に対応する。この問題では、教育を受ける権利と義務教育無償を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「訴え提起の基本方式を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。26条1項・2項に対応する。この問題では、教育を受ける権利と義務教育無償を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011 憲法 > 人権 | 難易度：標準

「勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：勤労に関する憲法27条の説明として正しいものはどれか。結論：賃金、就業時間、休息その他の勤労条件の基準は法律で定め、児童はこれを酷使してはならない。

ア．146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．149条の釈明権等に沿う。この問題では、裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．時機に後れた攻撃防御方法の却下は、単なる遅提出への制裁ではない。帰責性と訴訟遅延の双方を要件として確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「時機に後れた攻撃防御方法の却下要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012 憲法 > 人権 | 難易度：応用

「労働基本権の三つの内容を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：団結する権利、団体交渉をする権利、団体行動をする権利

ア．205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．219条が書証の申出方式を定め、220条以下が提出義務等を規律する。この問題では、書証の申出と文書提出命令の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．228条4項の明文である。この問題では、文書の成立真正の推定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「証人尋問に代わる書面提出の要件を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「書証の申出と文書提出命令の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「文書の成立真正の推定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

憲法 > 人権 | 難易度：応用

「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。

ア．29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0014

憲法 > 人権 | 難易度：応用

「適正手続保障の条文上の対象を正確に把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：憲法31条に最も適合する記述はどれか。結論：何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

ア．312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．上訴・抗告の期間は手続ごとに異なる。控訴の2週間と即時抗告の1週間を混同しないことが重要である。

エ．47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「仮執行宣言の目的と対象を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「即時抗告の期間を控訴期間と区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「独立当事者参加の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

憲法 > 統治 | 難易度：基礎

「国会の憲法上の地位を正確に把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。

ア：不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「不動産に対する金銭執行の方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

憲法 > 統治 | 難易度：基礎

「衆議院と参議院の任期の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：衆議院議員の任期は4年だが、衆議院解散の場合は期間満了前に終了し、参議院議員の任期は6年で3年ごとに半数改選される。

ア：民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「係争物に関する仮処分の必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017

憲法 > 統治 | 難易度：基礎

「常会と臨時会の召集規定を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：国会の常会は毎年1回召集され、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば内閣は臨時会の召集を決定しなければならない。

ア：52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託所となる機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託官の処分に対する審査請求の経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018

憲法 > 統治 | 難易度：標準

「予算に関する衆議院の優越を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：衆議院の議決を国会の議決とする。

ア：供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：60条2項が衆議院の優越を定める。この問題では、予算に関する衆議院の優越を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。60条2項が衆議院の優越を定める。この問題では、予算に関する衆議院の優越を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「還付請求と取戻請求の主体・意味を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。60条2項が衆議院の優越を定める。この問題では、予算に関する衆議院の優越を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019 憲法 > 統治 | 難易度：標準

「内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：国会議員の中から国会の議決で指名し、両議院の指名が異なり一定の場合には衆議院の議決を国会の議決とする。

ア．民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．67条の規定に沿う。この問題では、内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「弁済供託をすべき供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「供託後の通知義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。67条の規定に沿う。この問題では、内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「供託物取戻しの原則と効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。67条の規定に沿う。この問題では、内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020 憲法 > 統治 | 難易度：標準

「内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職しなければならない。

ア．民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「執行供託の供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021

憲法 > 統治 | 難易度：標準

「裁判官の独立と拘束根拠を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：すべて裁判官は良心に従い独立して職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

ア：76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。

エ：司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「司法書士の基本業務範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022

憲法 > 統治 | 難易度：応用

「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかを決定する権限を有する終審裁判所である。

ア：司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023 憲法 > 重要判例 | 難易度：基礎

「尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：尊属を殺害したことを理由に普通殺人より加重する立法目的自体を直ちに否定したのではなく、旧刑法200条の加重の程度が著しく不合理で憲法14条1項に違反するとした。

ア．22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0024 憲法 > 重要判例 | 難易度：標準

「薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：最高裁大法廷昭和50年4月30日判決（薬事法距離制限事件）について正しいものはどれか。結論：薬局開設の距離制限は、職業選択の自由に対する強い規制として、その必要性・合理性を欠き憲法22条1項に違反すると判断された。

ア．29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「適正手続保障の条文上の対象を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「国会の憲法上の地位を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025 憲法 > 重要判例 | 難易度：標準

「津地鎮祭判決の目的効果基準を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：最高裁大法廷昭和52年7月13日判決（津地鎮祭事件）の考え方として正しいものはどれか。 結論：国・公共団体と宗教との関わりが直ちに全て禁止されるのではなく、その行為の目的と効果等を考慮して憲法20条3項の「宗教的活動」に当たるかを判断した。

ア．いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「裁判官の独立と拘束根拠を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026 憲法 > 重要判例 | 難易度：応用

「法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法廷でメモを取ることは憲法21条1項の精神に照らして尊重に値するが、法廷の秩序維持や公正・円滑な訴訟運営のため合理的な制限があり得る。

ア．36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「緊急避難の補充性と法益衡量を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027 刑法 > 刑法総論 | 難易度：基礎

「法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法令又は正当な業務による行為は罰しない。

ア．25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．26条1項・2項に対応する。この問題では、教育を受ける権利と義務教育無償を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「生存権と国の社会的使命の二段構造を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「教育を受ける権利と義務教育無償を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028 刑法 > 刑法総論 | 難易度：基礎

「正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：急迫不正の侵害に対し自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は罰しない。

ア．45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．60条2項が衆議院の優越を定める。この問題では、予算に関する衆議院の優越を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「衆議院と参議院の任期の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「常会と臨時会の召集規定を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「予算に関する衆議院の優越を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029 刑法 > 刑法総論 | 難易度：基礎

「緊急避難の補充性と法益衡量を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：現在の危難を避けるためやむを得ずにした行為で、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えない場合は罰しない。

ア．37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0030 刑法 > 刑法総論 | 難易度：基礎

「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：罪を犯す意思がない行為は、法律に特別の規定がある場合を除き罰しない。

ア．11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．12条の応訴管轄の典型である。この問題では、応訴管轄成立の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「津地鎮祭判決の目的効果基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「合意管轄の成立要件を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「応訴管轄成立の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「管轄判断の標準時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：心神喪失者・心神耗弱者の刑事責任について正しいものはどれか。 結論：心神喪失者の行為は罰せず、心神耗弱者の行為はその刑を減輕する。

ア：特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

イ：共同訴訟の可否は、複数当事者の権利義務の共通性や原因の同一・同種性を38条の類型に当てはめて判断する。

ウ：39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「特別代理人選任制度の目的を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「通常共同訴訟の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「刑事未成年の年齢基準を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：14歳に満たない者の行為は罰しない。

ア：142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「重複起訴禁止の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「自首の要件と法的効果を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：刑法42条の自首について正しいものはどれか。結論：罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

ア．42条1項の任意的減輕である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。42条1項の任意的減輕である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「不要な証拠の取調べを省略できることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「証人尋問に代わる書面提出の要件を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。42条1項の任意的減輕である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「未遂と中止未遂の効果を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：未遂として処罰対象となり得るが、自己の意思によって犯罪を中止した場合は刑を減輕し、又は免除する。

ア．判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

イ．43条本文・ただし書の趣旨である。この問題では、未遂と中止未遂の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「終局判決をする時期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。43条本文・ただし書の趣旨である。この問題では、未遂と中止未遂の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「既判力の客観的範囲の原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。43条本文・ただし書の趣旨である。この問題では、未遂と中止未遂の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「未遂処罰に個別規定が必要であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：未遂を罰する場合は、各本条に定める。

ア．控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

イ．293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．44条の明文で、個別の処罰規定が必要である。この問題では、未遂処罰に個別規定が必要であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「控訴状の提出先を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「附帯控訴の独立性と従属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。44条の明文で、個別の処罰規定が必要である。この問題では、未遂処罰に個別規定が必要であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。44条の明文で、個別の処罰規定が必要である。この問題では、未遂処罰に個別規定が必要であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「共同正犯の基本規定を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とされる。

ア．民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。

イ．既判力との調整から、確定判決についての請求異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られる。この問題では、請求異議の訴えの対象と時的制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．60条の明文である。この問題では、共同正犯の基本規定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「執行文の原則と例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「請求異議の訴えの対象と時的制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「不動産に対する金銭執行の方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。60条の明文である。この問題では、共同正犯の基本規定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。60条の明文である。この問題では、共同正犯の基本規定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037 刑法 > 刑法総論 | 難易度：標準

「教唆犯と幫助犯の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：Aは、当初犯罪を決意していなかったBをそそのかして犯罪を決意させ、Bが犯罪を実行した。Cは、Bの犯罪実行を容易にするため道具を提供した。この場合の共犯関係として最も適切なものはどれか。結論：Aは教唆犯、Cは幫助犯となり得る。

ア：教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

イ：民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0038 刑法 > 刑法総論 | 難易度：応用

「幫助犯の刑の必要的減輕を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

ア：民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：刑法63条の明文で必要的減輕である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減輕を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

イ：誤り。この説明は「差押債権者による取立て開始時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「仮差押命令の被保全権利と必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。刑法63条の明文で必要的減輕である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減輕を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「保全命令の担保が常に必須ではないことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。刑法63条の明文で必要的減輕である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減輕を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039 刑法 > 刑法総論 | 難易度：応用

「身分犯における共犯処理の条文構造を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：刑法65条の身分と共犯に関する記述として正しいものはどれか。結論：犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功した者は、その身分がなくても共犯となり得るが、身分により特に刑の軽重がある場合は身分のない者には通常の刑を科す。

ア：供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：供託規則9条が原則3か月以内と定める。この問題では、資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0040 刑法 > 刑法総論 | 難易度：応用

「一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合の刑法54条1項の原則として正しいものはどれか。結論：その最も重い刑により処断する。

ア：民法494条2項は債権者不確知の場合を認めるが、弁済者に過失がある場合を除外する。この問題では、債権者不確知による供託と過失要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法494条1項本文が供託時の債権消滅を明記する。この問題では、弁済供託の債務消滅時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「供託書の基本記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「債権者不確知による供託と過失要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「弁済供託の債務消滅時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「弁済供託をすべき供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041 刑法 > 刑法各論 | 難易度：基礎

「殺人罪の基本構成要件を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：人を殺す故意で他人を死亡させた場合には、刑法199条の殺人罪が成立し得る。

ア：殺人罪と他の生命・身体犯を区別する際は、死亡結果だけでなく行為者の故意の内容を確認する。傷害致死、過失致死、自殺関与等とは構成要件が異なる。

イ：民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。

ウ：民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。殺人罪と他の生命・身体犯を区別する際は、死亡結果だけでなく行為者の故意の内容を確認する。傷害致死、過失致死、自殺関与等とは構成要件が異なる。

イ：誤り。この説明は「弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。殺人罪と他の生命・身体犯を区別する際は、死亡結果だけでなく行為者の故意の内容を確認する。傷害致死、過失致死、自殺関与等とは構成要件が異なる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042 刑法 > 刑法各論 | 難易度：基礎

「傷害罪と傷害致死罪の結果の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：傷害致死罪

ア：民事保全法22条が仮差押解放金の額と供託場所を定める。この問題では、仮差押解放金の供託の意味と場所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：傷害致死罪は、傷害の故意はあるが死亡について殺意がない場合に問題となる結果的加重犯である。殺人罪との区別では殺意の有無が重要となる。

ウ：法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「仮差押解放金の供託の意味と場所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。傷害致死罪は、傷害の故意はあるが死亡について殺意がない場合に問題となる結果的加重犯である。殺人罪との区別では殺意の有無が重要となる。

ウ：誤り。この説明は「供託の種類と目的の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「司法書士の基本業務範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。傷害致死罪は、傷害の故意はあるが死亡について殺意がない場合に問題となる結果的加重犯である。殺人罪との区別では殺意の有無が重要となる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043 刑法 > 刑法各論 | 難易度：基礎

「保護責任者遺棄等の保護義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：刑法218条の保護責任者遺棄等について正しいものはどれか。結論：老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者が、これらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかった場合を処罰対象とする。

ア．司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．単純遺棄と保護責任者遺棄等を区別するには、行為者に保護責任があるか、遺棄か不保護か、対象者が条文上の要保護者に当たるかを確認する。

エ．司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「利益相反等により業務を行えない事件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。単純遺棄と保護責任者遺棄等を区別するには、行為者に保護責任があるか、遺棄か不保護か、対象者が条文上の要保護者に当たるかを確認する。

エ：誤り。この説明は「必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。単純遺棄と保護責任者遺棄等を区別するには、行為者に保護責任があるか、遺棄か不保護か、対象者が条文上の要保護者に当たるかを確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044 刑法 > 刑法各論 | 難易度：基礎

「逮捕・監禁罪の保護法益と行為を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：逮捕・監禁罪に関する記述として正しいものはどれか。結論：不法に人を逮捕し、又は監禁してその身体活動の自由を拘束した場合に、刑法220条の罪が成立し得る。

ア．故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「刑事未成年の年齢基準を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「未成年者略取誘拐罪の対象年齢を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：未成年者誘拐罪（刑法224条）

ア．略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

イ．教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

ウ．刑法63条の明文で必要的減軽である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減軽を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

イ：誤り。この説明は「教唆犯と幫助犯の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「幫助犯の刑の必要的減軽を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「身分犯における共犯処理の条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：窃盗罪

ア．逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

イ．他人の占有する財物を窃取する行為であり刑法235条の窃盗罪が問題となる。この問題では、窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

エ．事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「逮捕・監禁罪の保護法益と行為を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。他人の占有する財物を窃取する行為であり刑法235条の窃盗罪が問題となる。この問題では、窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「未成年者略取誘拐罪の対象年齢を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「暴行・脅迫による財物奪取と事後強盗を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。他人の占有する財物を窃取する行為であり刑法235条の窃盗罪が問題となる。この問題では、窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「暴行・脅迫による財物奪取と事後強盗を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：事後強盗罪

ア．贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。

イ．憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。

エ．憲法14条1項の列举事由そのものである。この問題では、憲法14条の法の下平等と列举事由を押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「贈賄罪と収賄罪の主体・行為を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。

エ：誤り。この説明は「憲法14条の法の下平等と列举事由を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：詐欺罪は人を欺いて財物を交付させる類型、恐喝罪は人を恐喝して財物を交付させる類型である。

ア．23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．刑法246条と249条の基本的な手段の違いである。この問題では、詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「生存権と国の社会的使命の二段構造を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。刑法246条と249条の基本的な手段の違いである。この問題では、詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。刑法246条と249条の基本的な手段の違いである。この問題では、詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「横領と背任の構造を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：業務上横領罪

ア．窃盗・横領・背任の区別では、財物の占有が誰にあるか、行為者が他人のために事務を処理する立場か、占有物自体を領得したかを確認する。

イ．31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。窃盗・横領・背任の区別では、財物の占有が誰にあるか、行為者が他人のために事務を処理する立場か、占有物自体を領得したかを確認する。

イ：誤り。この説明は「適正手続保障の条文上の対象を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「国会の憲法上の地位を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「衆議院と参議院の任期の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。窃盗・横領・背任の区別では、財物の占有が誰にあるか、行為者が他人のために事務を処理する立場か、占有物自体を領得したかを確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050 刑法 > 刑法各論 | 難易度：標準

「現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物等への放火と、それ以外の建造物等への放火では条文上別の類型が設けられている。

ア．76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．刑法108条・109条が対象物の状況等に応じて類型を分ける。この問題では、現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「裁判官の独立と拘束根拠を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。刑法108条・109条が対象物の状況等に応じて類型を分ける。この問題では、現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。刑法108条・109条が対象物の状況等に応じて類型を分ける。この問題では、現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051 刑法 > 刑法各論 | 難易度：応用

「文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：公文書偽造等と私文書偽造等は別の条文で規定され、文書の作成名義や目的等に応じて成立要件が異なる。

ア．法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。

イ．管轄問題では、被告の普通裁判籍だけでなく、請求類型ごとの特別裁判籍がないかを確認する。財産権上の訴えでは義務履行地が重要である。

ウ．刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「法人等の普通裁判籍の基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「財産権上の訴えに関する特別裁判籍を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「合意管轄の成立要件を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052 刑法 > 刑法各論 | 難易度：応用

「贈賄罪と収賄罪の主体・行為を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：公務員Aが、その職務に関して民間人Bから賄賂を収受し、Bがこれを供与した。特別な加重要件はない。この場合の基本的な罪名の組合せとして正しいものはどれか。 結論：Aには収賄罪、Bには贈賄罪が成立し得る。

ア．権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。

イ．訴訟能力は行為能力と関連するが、民事訴訟法独自の規定に従う。未成年者については独立して法律行為をできる場面の例外も押さえる。

ウ．特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

エ．贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「法人でない社団等の当事者能力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「未成年者・成年被後見人の訴訟能力の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「特別代理人選任制度の目的を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：基礎

「自然人の普通裁判籍の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：日本国内に住所を有する自然人Aを被告とする訴えについて、普通裁判籍の原則として正しいものはどれか。 結論：Aの住所により普通裁判籍が定まる。

ア．普通裁判籍は「どこで被告を訴えるのが原則か」を定める基礎的管轄である。自然人ではまず住所を確認し、住所がない・不明な場合に居所等の補充基準を検討する。

イ．職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。普通裁判籍は「どこで被告を訴えるのが原則か」を定める基礎的管轄である。自然人ではまず住所を確認し、住所がない・不明な場合に居所等の補充基準を検討する。

イ：誤り。この説明は「薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「津地鎮祭判決の目的効果基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。普通裁判籍は「どこで被告を訴えるのが原則か」を定める基礎的管轄である。自然人ではまず住所を確認し、住所がない・不明な場合に居所等の補充基準を検討する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：基礎

「法人等の普通裁判籍の基準を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：日本法人Aに対する訴えの普通裁判籍について正しいものはどれか。 結論：原則としてAの主たる事務所又は営業所の所在地により定まる。

ア．39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。

ウ．41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．42条1項の任意的減軽である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。

ウ：誤り。この説明は「刑事未成年の年齢基準を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自首の要件と法的効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：基礎

「財産権上の訴えに関する特別裁判籍を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：義務履行地を管轄する裁判所にも訴えを提起できる場合がある。

ア：刑法63条の明文で必要的減軽である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減軽を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：管轄問題では、被告の普通裁判籍だけでなく、請求類型ごとの特別裁判籍がないかを確認する。財産権上の訴えでは義務履行地が重要である。

エ：54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「幫助犯の刑の必要的減軽を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「身分犯における共犯処理の条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。管轄問題では、被告の普通裁判籍だけでなく、請求類型ごとの特別裁判籍がないかを確認する。財産権上の訴えでは義務履行地が重要である。

エ：誤り。この説明は「一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。管轄問題では、被告の普通裁判籍だけでなく、請求類型ごとの特別裁判籍がないかを確認する。財産権上の訴えでは義務履行地が重要である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：基礎

「合意管轄の成立要件を正確に把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：当事者間の管轄の合意について正しいものはどれか。結論：第一審に限り、一定の法律関係に基づく訴えについて、書面又はその内容を記録した電磁的記録によりすることができる。

ア：略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

イ：他人の占有する財物を窃取する行為であり刑法235条の窃盗罪が問題となる。この問題では、窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。

エ：11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「未成年者略取誘拐罪の対象年齢を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「窃盗罪の基本構成要件を具体例で判断する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「暴行・脅迫による財物奪取と事後強盗を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「応訴管轄成立の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：本来は土地管轄のない第一審裁判所に訴えが提起されたが、被告が管轄違いの抗弁を出さず本案について弁論した。専属管轄ではない場合の扱いとして正しいものはどれか。結論：応訴管轄により、その裁判所に管轄が生じる。

- ア：12条の応訴管轄の典型である。この問題では、応訴管轄成立の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。
- イ：贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。
- ウ：確定判決は民事執行法22条に掲げられる代表的な債務名義である。この問題では、債務名義となる裁判・文書の基本を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。
- エ：民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。12条の応訴管轄の典型である。この問題では、応訴管轄成立の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。
 - イ：誤り。この説明は「贈賄罪と収賄罪の主体・行為を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：誤り。この説明は「債務名義となる裁判・文書の基本を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「執行文の原則と例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。12条の応訴管轄の典型である。この問題では、応訴管轄成立の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「管轄判断の標準時を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：訴えの提起の時を標準として定める。

- ア：民事執行法145条5項は第三債務者への送達時を差押えの効力発生時としている。この問題では、債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。
- イ：15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。
- ウ：民事執行法152条は給与等の原則4分の3を差押禁止とし、一定の扶養義務等の請求では2分の1に緩和する。この問題では、給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解することが重要である。
- エ：民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。
 - ウ：誤り。この説明は「給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「差押債権者による取立て開始時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「管轄違いの場合の移送処理を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：申立て又は職権で、訴訟を管轄裁判所に移送する。

ア：民事保全法23条2項・4項の要件である。この問題では、仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法53条1項は、不動産の登記請求権を保全する処分禁止仮処分を処分禁止の登記により執行すると定める。この問題では、登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解することが重要である。

ウ：16条は管轄違いの場合の移送を定める。この問題では、管轄違いの場合の移送処理を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。16条は管轄違いの場合の移送を定める。この問題では、管轄違いの場合の移送処理を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。16条は管轄違いの場合の移送を定める。この問題では、管轄違いの場合の移送処理を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「遅滞回避等のための裁量移送を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所は、申立て又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

ア：供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：法務省は供託手続について窓口・郵送・オンラインの申請方法を案内している。この問題では、現行の供託申請方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：移送には、管轄違いを是正する移送と、管轄はあるが損害・遅滞を避けるための裁量移送がある。条文ごとの目的と移送先の要件を区別する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「供託規則が対象とする供託物の種類を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「現行の供託申請方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託書の基本記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。移送には、管轄違いを是正する移送と、管轄はあるが損害・遅滞を避けるための裁量移送がある。条文ごとの目的と移送先の要件を区別する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。移送には、管轄違いを是正する移送と、管轄はあるが損害・遅滞を避けるための裁量移送がある。条文ごとの目的と移送先の要件を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「法人でない社団等の当事者能力を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：法人格のない社団Aには代表者の定めがある。Aの当事者能力について正しいものはどれか。 結論：Aは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

ア：権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。

イ：民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民法494条1項2号は受領不能を供託原因としている。この問題では、受領不能を理由とする弁済供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民法494条2項は債権者不確知の場合を認めるが、弁済者に過失がある場合を除外する。この問題では、債権者不確知による供託と過失要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0062 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「未成年者・成年被後見人の訴訟能力の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができないが、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合には例外がある。

ア：質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。

イ：訴訟能力は行為能力と関連するが、民事訴訟法独自の規定に従う。未成年者については独立して法律行為をできる場面の例外も押さえる。

ウ：民法497条は供託不適物、価格低落のおそれ、保存費過分等の場合に裁判所の許可による競売と代金供託を認める。この問題では、供託に適しない目的物等の換価供託を理解することが重要である。

エ：民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。

イ：誤り。この説明は「受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「受領不能を理由とする弁済供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「債権者不確知による供託と過失要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。訴訟能力は行為能力と関連するが、民事訴訟法独自の規定に従う。未成年者については独立して法律行為をできる場面の例外も押さえる。

ウ：誤り。この説明は「供託に適しない目的物等の換価供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。訴訟能力は行為能力と関連するが、民事訴訟法独自の規定に従う。未成年者については独立して法律行為をできる場面の例外も押さえる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：標準

「特別代理人選任制度の目的を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：未成年者Aには法定代理人がなく、Aに対する訴訟行為が遅滞すると相手方Bが損害を受けるおそれがある。民事訴訟法35条による対応として正しいものはどれか。結論：利害関係人Bの申立てにより、受訴裁判所の裁判長はAの特別代理人を選任することができる。

ア：民事執行法156条3項が供託命令を受けた第三債務者の義務供託を定める。この問題では、供託命令を受けた第三債務者の義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法156条4項が事情届を義務付ける。この問題では、第三債務者の供託後の事情届を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

エ：民事保全法22条が仮差押解放金の額と供託場所を定める。この問題では、仮差押解放金の供託の意味と場所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0064 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：応用

「通常共同訴訟の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：AとBがそれぞれ被告Cに対して請求を有し、両請求が同一の事実上及び法律上の原因に基づく。共同訴訟の要件について正しいものはどれか。結論：その他の訴訟要件を満たす限り、AとBは共同してCを訴えることができる。

ア：司法書士法21条の定めである。この問題では、依頼に応ずる義務の範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：司法書士法24条は現職者だけでなく「司法書士であった者」にも秘密保持義務を課す。この問題では、秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：共同訴訟の可否は、複数当事者の権利義務の共通性や原因の同一・同種性を38条の類型に当てはめて判断する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「供託命令を受けた第三債務者の義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「第三債務者の供託後の事情届を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

エ：誤り。この説明は「仮差押解放金の供託の意味と場所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「依頼に応ずる義務の範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「利益相反等により業務を行えない事件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。共同訴訟の可否は、複数当事者の権利義務の共通性や原因の同一・同種性を38条の類型に当てはめて判断する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。共同訴訟の可否は、複数当事者の権利義務の共通性や原因の同一・同種性を38条の類型に当てはめて判断する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：応用

「通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：通常共同訴訟における共同訴訟人の地位について正しいものはどれか。 結論：共同訴訟人の一人の訴訟行為やその者について生じた事項は、原則として他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

ア．39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．137条の訴状審査の仕組みである。この問題では、訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0066 民事訴訟法 > 管轄・当事者 | 難易度：応用

「必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：共同訴訟人の一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみ効力を生ずる。

ア．自白擬制では、形式的な沈黙だけでなく弁論全体から争う意思が明らかを確認する。裁判上の自白・自白擬制・証明不要事実を区別する。

イ．40条1項の重要な効果である。この問題では、必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。

エ．180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「将来の給付の訴えの要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「重複起訴禁止の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「自白擬制の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。40条1項の重要な効果である。この問題では、必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「証明不要事実として裁判上の自白と顕著事実を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。40条1項の重要な効果である。この問題では、必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：基礎

「訴え提起の基本方式を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：訴えの提起は、原則として訴状を裁判所に提出してしなければならない。

ア：判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

イ：114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：訴え提起では、訴状の提出先、必要的記載事項、補正手続を一連で押さえる。基準日後の制度改正と混同しないことも重要である。

エ：115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「終局判決をする時期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「既判力の客観的範囲の原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。訴え提起では、訴状の提出先、必要的記載事項、補正手続を一連で押さえる。基準日後の制度改正と混同しないことも重要である。

エ：誤り。この説明は「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。訴え提起では、訴状の提出先、必要的記載事項、補正手続を一連で押さえる。基準日後の制度改正と混同しないことも重要である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：基礎

「将来の給付の訴えの要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：将来の給付を求める訴えについて正しいものはどれか。結論：あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

ア：控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

イ：293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「控訴状の提出先を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「附帯控訴の独立性と従属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：基礎

「訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：相当の期間を定めて補正を命じ、原告が補正しないときは命令で訴状を却下することができる。

ア：137条の訴状審査の仕組みである。この問題では、訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。137条の訴状審査の仕組みである。この問題では、訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「将来の給付の訴えの要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「重複起訴禁止の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。137条の訴状審査の仕組みである。この問題では、訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：基礎

「重複起訴禁止の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所に係属する事件について、当事者は更に訴えを提起することができない。

ア：証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。

イ：142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「証明不要事実として裁判上の自白と顕著事実を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「不要な証拠の取調べを省略できることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：基礎

「訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：請求の基礎に変更がなく、著しく訴訟手続を遅滞させないなどの要件を満たせば変更できる。

ア．憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．憲法14条1項の列举事由そのものである。この問題では、憲法14条の法の下での平等と列举事由を押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．憲法19条の明文である。この問題では、思想・良心の自由の明文保障を確認することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0072 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とし、原則として口頭弁論終結までに提起できるが、専属管轄や著しい遅滞に関する制限がある。

ア．24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．25条1項・2項の内容をまとめたものである。この問題では、生存権と国の社会的使命の二段構造を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．26条1項・2項に対応する。この問題では、教育を受ける権利と義務教育無償を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「憲法14条の法の下での平等と列举事由を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「思想・良心の自由の明文保障を確認する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「生存権と国の社会的使命の二段構造を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「教育を受ける権利と義務教育無償を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判長は、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項について当事者に問いを発し、立証を促すことができる。

ア．149条の釈明権等に沿う。この問題では、裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．45条・46条の規定に合致する。この問題では、衆議院と参議院の任期の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．52条・53条の内容である。この問題では、常会と臨時会の召集規定を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。149条の釈明権等に沿う。この問題では、裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「国会の憲法上の地位を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「衆議院と参議院の任期の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「常会と臨時会の召集規定を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。149条の釈明権等に沿う。この問題では、裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「時機に後れた攻撃防御方法の却下要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて攻撃又は防御の方法を提出し、その審理により訴訟の完結が遅延すると認められる。民事訴訟法157条1項について正しいものはどれか。結論：裁判所は、申立て又は職権で、その攻撃又は防御の方法を却下する決定をすることができる。

ア．81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．時機に後れた攻撃防御方法の却下は、単なる遅提出への制裁ではない。帰責性と訴訟遅延の双方を要件として確認する。

ウ．多数意見の重要なニュアンスである。この問題では、尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．職業選択の自由と営業規制の合憲性が中心論点である。この問題では、薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。時機に後れた攻撃防御方法の却下は、単なる遅提出への制裁ではない。帰責性と訴訟遅延の双方を要件として確認する。

ウ：誤り。この説明は「尊属殺重罰規定違憲判決の射程を正確に理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「薬事法距離制限違憲判決と職業選択の自由の審査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。時機に後れた攻撃防御方法の却下は、単なる遅提出への制裁ではない。帰責性と訴訟遅延の双方を要件として確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「自白擬制の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：当事者が相手方の主張した事実を明らかに争わない場合の自白擬制について正しいものはどれか。結論：弁論の全趣旨によりその事実を争ったものと認めるべき場合を除き、その事実を自白したものとみなす。

ア：37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：自白擬制では、形式的な沈黙だけでなく弁論全体から争う意思が明らかを確認する。裁判上の自白・自白擬制・証明不要事実を区別する。

エ：39条1項・2項の効果を正確に区別する。この問題では、責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0076 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「証明不要事実として裁判上の自白と顕著事実を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

ア：60条の明文である。この問題では、共同正犯の基本規定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

ウ：刑法63条の明文で必要的減軽である。この問題では、幫助犯の刑の必要的減軽を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「緊急避難の補充性と法益衡量を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。自白擬制では、形式的な沈黙だけでなく弁論全体から争う意思が明らかを確認する。裁判上の自白・自白擬制・証明不要事実を区別する。

エ：誤り。この説明は「責任能力に関する心神喪失・心神耗弱の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。自白擬制では、形式的な沈黙だけでなく弁論全体から争う意思が明らかを確認する。裁判上の自白・自白擬制・証明不要事実を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「共同正犯の基本規定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「教唆犯と幫助犯の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「幫助犯の刑の必要的減軽を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：証明すべき事実を特定してしなければならず、期日前にもすることができる。

ア：180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：単純遺棄と保護責任者遺棄等を区別するには、行為者に保護責任があるか、遺棄か不保護か、対象者が条文上の要保護者に当たるかを確認する。

ウ：逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

エ：略取・誘拐罪では、被害者が未成年者か、支配移転の手段が強制的か欺罔・誘惑か、さらに特別目的があるかを分けて検討する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「保護責任者遺棄等の保護義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「逮捕・監禁罪の保護法益と行為を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「未成年者略取誘拐罪の対象年齢を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「不要な証拠の取調べを省略できることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：裁判所は必要でないと認める証拠を取り調べることを要しない。

ア：刑法108条・109条が対象物の状況等に応じて類型を分ける。この問題では、現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：贈収賄では、受領側の公務員の職務関連性と、供与側の行為を分けて確認する。単純収賄・加重収賄などの区別は追加事情の有無による。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「贈賄罪と収賄罪の主体・行為を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：標準

「証人尋問に代わる書面提出の要件を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所が相当と認め、当事者に異議がないときは、証人尋問に代えて書面を提出させることができる。

ア：民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：民事執行法145条5項は第三債務者への送達時を差押えの効力発生時としている。この問題では、債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：応用

「書証の申出と文書提出命令の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：当事者が相手方の所持する重要文書を証拠として取り調べてもらいたい場合の書証の申出について正しいものはどれか。結論：文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずるよう申し立てて書証を申し出ることができる。

ア：民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法23条2項・4項の要件である。この問題では、仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：219条が書証の申出方式を定め、220条以下が提出義務等を規律する。この問題では、書証の申出と文書提出命令の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「係争物に関する仮処分の必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。219条が書証の申出方式を定め、220条以下が提出義務等を規律する。この問題では、書証の申出と文書提出命令の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。219条が書証の申出方式を定め、220条以下が提出義務等を規律する。この問題では、書証の申出と文書提出命令の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：応用

「文書の成立真正の推定を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：文書の成立に関する民事訴訟法228条について正しいものはどれか。結論：私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定される。

ア：228条4項の明文である。この問題では、文書の成立真正の推定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。228条4項の明文である。この問題では、文書の成立真正の推定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「供託所となる機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託官の処分に対する審査請求の経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託規則が対象とする供託物の種類を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。228条4項の明文である。この問題では、文書の成立真正の推定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082 民事訴訟法 > 訴え・弁論・証拠 | 難易度：応用

「自由心証主義の意味を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により事実の主張を真実と認めるべきかを判断する。

ア：法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事訴訟法247条の自由心証主義の内容である。この問題では、自由心証主義の意味を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「還付請求と取戻請求の主体・意味を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事訴訟法247条の自由心証主義の内容である。この問題では、自由心証主義の意味を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事訴訟法247条の自由心証主義の内容である。この問題では、自由心証主義の意味を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：基礎

「処分権主義に対応する判決範囲の制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所は、原告が申し立てていない事項について判決することはできない。

ア：民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：処分権主義の下では、訴訟の開始・終了だけでなく、裁判所が判断できる請求の範囲も当事者の申立てに拘束される。

エ：質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「供託後の通知義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「供託物取戻しの原則と効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。処分権主義の下では、訴訟の開始・終了だけでなく、裁判所が判断できる請求の範囲も当事者の申立てに拘束される。

エ：誤り。この説明は「供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。処分権主義の下では、訴訟の開始・終了だけでなく、裁判所が判断できる請求の範囲も当事者の申立てに拘束される。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：基礎

「終局判決をする時期の原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：訴訟が裁判をするのに熟したときは、裁判所は終局判決をする。

ア：民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事執行法156条3項が供託命令を受けた第三債務者の義務供託を定める。この問題では、供託命令を受けた第三債務者の義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「執行供託の供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託命令を受けた第三債務者の義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：基礎

「既判力の客観的範囲の原則を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として、主文に包含するものに限り既判力を有する。

ア．114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。

ウ．司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．司法書士法21条の定めである。この問題では、依頼に応ずる義務の範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「依頼に応ずる義務の範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：基礎

「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：確定判決の効力が及ぶ者の範囲について正しいものはどれか。 結論：原則として当事者のほか、当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人や、口頭弁論終結後の承継人等に及ぶ場合がある。

ア．司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．普通裁判籍は「どこで被告を訴えるのが原則か」を定める基礎的管轄である。自然人ではまず住所を確認し、住所がない・不明な場合に居所等の補充基準を検討する。

エ．法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「自然人の普通裁判籍の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「法人等の普通裁判籍の基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「仮執行宣言の目的と対象を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所は必要があると認めるとき、申立て又は職権で、担保を立てて又は立てないで仮執行できることを宣言できる。

ア：16条は管轄違いの場合の移送を定める。この問題では、管轄違いの場合の移送処理を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：移送には、管轄違いを是正する移送と、管轄はあるが損害・遅滞を避けるための裁量移送がある。条文ごとの目的と移送先の要件を区別する。

ウ：259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「管轄違いの場合の移送処理を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「遅滞回避等のための裁量移送を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「法人でない社団等の当事者能力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：原告が訴えを取り下げようとしている。被告がすでに本案について準備書面を提出している場合の原則として正しいものはどれか。結論：終局判決が確定するまで取下げは可能だが、この場合は被告の同意を要する。

ア：40条1項の重要な効果である。この問題では、必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：訴え提起では、訴状の提出先、必要的記載事項、補正手続を一連で押さえる。基準日後の制度改正と混同しないことも重要である。

ウ：135条の明文である。この問題では、将来の給付の訴えの要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「必要的共同訴訟の訴訟行為の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「訴え提起の基本方式を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「将来の給付の訴えの要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「裁判上の和解の効力を確定判決と比較して理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：訴訟上の和解が裁判所の調書に記載された場合の効力について正しいものはどれか。 結論：その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

ア：裁判上の和解は単なる私法上の契約だけではなく、調書記載によって確定判決と同一の効力を持つ点が重要である。

イ：149条の釈明権等に沿う。この問題では、裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：時機に後れた攻撃防御方法の却下は、単なる遅提出への制裁ではない。帰責性と訴訟遅延の双方を要件として確認する。

エ：自白擬制では、形式的な沈黙だけでなく弁論全体から争う意思が明らかかを確認する。裁判上の自白・自白擬制・証明不要事実を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。裁判上の和解は単なる私法上の契約だけではなく、調書記載によって確定判決と同一の効力を持つ点が重要である。

イ：誤り。この説明は「裁判長の釈明権と当事者の主張立証責任の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「時機に後れた攻撃防御方法の却下要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自白擬制の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。裁判上の和解は単なる私法上の契約だけではなく、調書記載によって確定判決と同一の効力を持つ点が重要である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「控訴期間と不変期間の性質を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：判決書等の送達を受けた日から2週間の不変期間内に提起しなければならない。

ア：219条が書証の申出方式を定め、220条以下が提出義務等を規律する。この問題では、書証の申出と文書提出命令の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：285条の明文である。この問題では、控訴期間と不変期間の性質を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：228条4項の明文である。この問題では、文書の成立真正の推定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：民事訴訟法247条の自由心証主義の内容である。この問題では、自由心証主義の意味を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「書証の申出と文書提出命令の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。285条の明文である。この問題では、控訴期間と不変期間の性質を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：誤り。この説明は「文書の成立真正の推定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自由心証主義の意味を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。285条の明文である。この問題では、控訴期間と不変期間の性質を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「控訴状の提出先を正確に把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：第一審裁判所である地方裁判所に提出する。

ア．259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

エ．裁判上の和解は単なる私法上の契約だけではなく、調書記載によって確定判決と同一の効力を持つ点が重要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「仮執行宣言の目的と対象を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

エ：誤り。この説明は「裁判上の和解の効力を確定判決と比較して理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「附帯控訴の独立性と従属性を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：被控訴人は控訴権が消滅した後でも口頭弁論終結まで附帯控訴できるが、本体の控訴が取り下げられるなどすると原則として効力を失う。

ア．47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．338条以下が限定された再審事由と手続を定める。この問題では、再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．憲法13条の文言に沿う。この問題では、憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「独立当事者参加の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「憲法13条の個人尊重と幸福追求権の位置付けを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：標準

「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：上告理由に関する民事訴訟法312条の説明として正しいものはどれか。 結論：判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法違反があることは上告理由となる。

ア．312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．24条1項・2項の趣旨に合致する。この問題では、婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：誤り。この説明は「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「婚姻・家族に関する個人の尊厳と本質的平等を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：応用

「即時抗告の期間を控訴期間と区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

ア．29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．上訴・抗告の期間は手続ごとに異なる。控訴の2週間と即時抗告の1週間を混同しないことが重要である。

ウ．31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．41条の明文である。この問題では、国会の憲法上の地位を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。上訴・抗告の期間は手続ごとに異なる。控訴の2週間と即時抗告の1週間を混同しないことが重要である。

ウ：誤り。この説明は「適正手続保障の条文上の対象を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「国会の憲法上の地位を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。上訴・抗告の期間は手続ごとに異なる。控訴の2週間と即時抗告の1週間を混同しないことが重要である。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：応用

「独立当事者参加の基本構造を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：独立当事者参加

ア．69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．81条の文言に対応する。この問題では、最高裁判所の違憲審査権の条文を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「裁判官の独立と拘束根拠を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：誤り。この説明は「最高裁判所の違憲審査権の条文を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096 民事訴訟法 > 判決・上訴・複雑訴訟 | 難易度：応用

「再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法律が定める再審事由がある場合に、確定判決の取消しと再度の審理を求める非常の不服申立てである。

ア．35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．338条以下が限定された再審事由と手続を定める。この問題では、再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「緊急避難の補充性と法益衡量を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。338条以下が限定された再審事由と手続を定める。この問題では、再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。338条以下が限定された再審事由と手続を定める。この問題では、再審が限定列举された重大な瑕疵に対する非常救済であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097 民事執行法 > 総論・債務名義・執行文 | 難易度：基礎

「債務名義となる裁判・文書の基本を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：確定判決

ア：確定判決は民事執行法22条に掲げられる代表的な債務名義である。この問題では、債務名義となる裁判・文書の基本を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：137条の訴状審査の仕組みである。この問題では、訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0098 民事執行法 > 総論・債務名義・執行文 | 難易度：標準

「執行文の原則と例外を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として執行文の付された債務名義の正本に基づくが、少額訴訟判決や支払督促など一定の場合には執行文を要しない。

ア：証明不要事実を押さえると、どの事実について証拠調べが必要かを整理できる。裁判上の自白と顕著事実が代表例である。

イ：民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。確定判決は民事執行法22条に掲げられる代表的な債務名義である。この問題では、債務名義となる裁判・文書の基本を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「訴状の不備と補正命令・却下の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「重複起訴禁止の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。確定判決は民事執行法22条に掲げられる代表的な債務名義である。この問題では、債務名義となる裁判・文書の基本を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「証明不要事実として裁判上の自白と顕著事実を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「不要な証拠の取調べを省略できることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099 民事執行法 > 総論・債務名義・執行文 | 難易度：応用

「請求異議の訴えの対象と時的制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：確定判決を債務名義とする強制執行について、債務者がその請求権の消滅を主張して請求異議の訴えを提起する場合の説明として正しいものはどれか。 結論：確定判決についての異議事由は、原則としてその判決の口頭弁論終結後に生じたものに限られる。

ア．処分権主義の下では、訴訟の開始・終了だけでなく、裁判所が判断できる請求の範囲も当事者の申立てに拘束される。

イ．判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

ウ．既判力との調整から、確定判決についての請求異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られる。この問題では、請求異議の訴えの対象と時的制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「処分権主義に対応する判決範囲の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「終局判決をする時期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。既判力との調整から、確定判決についての請求異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られる。この問題では、請求異議の訴えの対象と時的制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「既判力の客観的範囲の原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。既判力との調整から、確定判決についての請求異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られる。この問題では、請求異議の訴えの対象と時的制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100 民事執行法 > 不動産執行 | 難易度：基礎

「不動産に対する金銭執行の方法を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：強制競売又は強制管理の方法による。

ア．285条の明文である。この問題では、控訴期間と不変期間の性質を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

ウ．293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「控訴期間と不変期間の性質を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「控訴状の提出先を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「附帯控訴の独立性と従属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101 民事執行法 > 不動産執行 | 難易度：標準

「強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：不動産の強制競売における差押えの効力発生時について正しいものはどれか。 結論：原則として開始決定が債務者に送達された時に生じるが、その前に差押えの登記がされたときは登記時に生じる。

ア：民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0102 民事執行法 > 不動産執行 | 難易度：応用

「差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：差押えは、債務者が通常の用法に従って不動産を使用し、又は収益することを当然には妨げない。

ア：民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「仮差押命令の被保全権利と必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「保全命令の担保が常に必須ではないことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託所となる機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103 民事執行法 > 債権執行 | 難易度：基礎

「債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生じる。

ア：供託規則9条が原則3か月以内と定める。この問題では、資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事執行法145条5項は第三債務者への送達時を差押えの効力発生時としている。この問題では、債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法145条5項は第三債務者への送達時を差押えの効力発生時としている。この問題では、債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「還付請求と取戻請求の主体・意味を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法145条5項は第三債務者への送達時を差押えの効力発生時としている。この問題では、債権差押えの効力発生時と禁止内容を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104 民事執行法 > 債権執行 | 難易度：標準

「給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：給与債権の差押禁止範囲に関する民事執行法の原則として正しいものはどれか。結論：給与等は原則として支払期に受けるべき給付の4分の3が差押禁止であり、一定の扶養義務等に係る金銭債権の請求ではその割合が2分の1となる。

ア：民法494条1項本文が供託時の債権消滅を明記する。この問題では、弁済供託の債務消滅時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事執行法152条は給与等の原則4分の3を差押禁止とし、一定の扶養義務等の請求では2分の1に緩和する。この問題では、給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解することが重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「弁済供託の債務消滅時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「弁済供託をすべき供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託後の通知義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法152条は給与等の原則4分の3を差押禁止とし、一定の扶養義務等の請求では2分の1に緩和する。この問題では、給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法152条は給与等の原則4分の3を差押禁止とし、一定の扶養義務等の請求では2分の1に緩和する。この問題では、給与等の差押禁止範囲と扶養等請求の特則を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105 民事執行法 > 債権執行 | 難易度：応用

「差押債権者による取立て開始時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：債務者に差押命令が送達された日から1週間を経過した後である。

ア：民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106 民事保全法 > 仮差押え | 難易度：基礎

「仮差押命令の被保全権利と必要性を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：金銭の支払を目的とする債権について、将来の強制執行が不能となるおそれ又は著しく困難となるおそれがあることが必要である。

ア：法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「供託の種類と目的の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「司法書士の基本業務範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107 民事保全法 > 仮差押え | 難易度：標準

「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：条件付又は期限付の金銭債権であっても、仮差押命令を発することができる。

ア．司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108 民事保全法 > 仮差押え | 難易度：応用

「仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として特定の物について発するが、動産の仮差押命令は目的物を特定しないで発することができる。

ア．民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「保全命令の担保が常に必須ではないことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「仮差押命令の被保全権利と必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109 民事保全法 > 仮処分 | 難易度：基礎

「係争物に関する仮処分の必要性を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：係争物の現状変更により権利の実行が不能又は著しく困難となるおそれがある場合である。

ア．民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．20条2項が宗教的行為等への参加強制を禁じる。この問題では、信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0110 民事保全法 > 仮処分 | 難易度：標準

「仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：争いのある権利関係について著しい損害又は急迫の危険を避けるため必要であり、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会える審尋を経なければ発することができない。

ア．27条2項・3項に対応する。この問題では、勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．民事保全法23条2項・4項の要件である。この問題では、仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「信教の自由と政教分離に関する条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「勤労の権利義務と労働条件・児童酷使禁止を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法23条2項・4項の要件である。この問題では、仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「労働基本権の三つの内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法23条2項・4項の要件である。この問題では、仮の地位を定める仮処分の要件と審理方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111 民事保全法 > 仮処分 | 難易度：応用

「登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：処分禁止の登記をする方法により執行する。

ア．60条2項が衆議院の優越を定める。この問題では、予算に関する衆議院の優越を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．67条の規定に沿う。この問題では、内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．民事保全法53条1項は、不動産の登記請求権を保全する処分禁止仮処分を処分禁止の登記により執行すると定める。この問題では、登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解することが重要である。

エ．69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「予算に関する衆議院の優越を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法53条1項は、不動産の登記請求権を保全する処分禁止仮処分を処分禁止の登記により執行すると定める。この問題では、登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法53条1項は、不動産の登記請求権を保全する処分禁止仮処分を処分禁止の登記により執行すると定める。この問題では、登記請求権保全の処分禁止仮処分の執行方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112 民事保全法 > 保全手続・担保・不服 | 難易度：基礎

「保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：申立ての趣旨、保全すべき権利又は権利関係、保全の必要性を明らかにし、後二者を疎明しなければならない。

ア．いわゆる目的効果基準を示した代表的判例である。この問題では、津地鎮祭判決の目的効果基準を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「津地鎮祭判決の目的効果基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113 民事保全法 > 保全手続・担保・不服 | 難易度：標準

「保全命令の担保が常に必須ではないことを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：裁判所は、担保を立てさせて発することも、一定期間内の担保提供を執行条件とすることも、担保を立てさせずに発することもできる。

ア．民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．41条が14歳未満を刑事未成年として不処罰とする。この問題では、刑事未成年の年齢基準を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．42条1項の任意的減軽である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．43条本文・ただし書の趣旨である。この問題では、未遂と中止未遂の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「刑事未成年の年齢基準を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「自首の要件と法的効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「未遂と中止未遂の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114 民事保全法 > 保全手続・担保・不服 | 難易度：標準

「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：債務者は保全命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができ、また本案不提起の場合には一定の手続で保全取消しを求めることができる。

ア．65条1項・2項の区別に沿う。この問題では、身分犯における共犯処理の条文構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．殺人罪と他の生命・身体犯を区別する際は、死亡結果だけでなく行為者の故意の内容を確認する。傷害致死、過失致死、自殺関与等とは構成要件が異なる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「身分犯における共犯処理の条文構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「殺人罪の基本構成要件を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：基礎

「供託所となる機関を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：法令の規定により供託する金銭・有価証券を保管する供託所について正しいものはどれか。結論：法務局、地方法務局、その支局又は法務大臣が指定する出張所が供託所となる。

ア：36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：37条1項の核心である。この問題では、緊急避難の補充性と法益衡量を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：故意犯処罰の原則を定める。この問題では、故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「緊急避難の補充性と法益衡量を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「故意犯処罰の原則と過失犯の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：標準

「供託官の処分に対する審査請求の経路を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：供託官の処分に不服がある者の審査請求について正しいものはどれか。結論：監督法務局又は地方法務局の長に対して審査請求をすることができ、その審査請求は供託官を経由して行う。

ア：44条の明文で、個別の処罰規定が必要である。この問題では、未遂処罰に個別規定が必要であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：60条の明文である。この問題では、共同正犯の基本規定を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：教唆は他人に犯罪を決意させて実行させる類型、幫助は正犯の実行を容易にする類型である。行為者が実行行為を直接担当したかだけでなく、犯罪意思の形成に関与したのか、実行を援助したのかを区別する。

エ：供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「未遂処罰に個別規定が必要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「共同正犯の基本規定を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「教唆犯と幫助犯の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：基礎

「供託規則が対象とする供託物の種類を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：金銭、有価証券及び振替国債

ア：供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：傷害致死罪は、傷害の故意はあるが死亡について殺意がない場合に問題となる結果的加重犯である。殺人罪との区別では殺意の有無が重要となる。

ウ：単純遺棄と保護責任者遺棄等を区別するには、行為者に保護責任があるか、遺棄か不保護か、対象者が条文上の要保護者に当たるかを確認する。

エ：逮捕・監禁罪では、身体活動の自由が現実拘束されたか、その拘束が不法かを検討する。逮捕と監禁はいずれも刑法220条の実行行為になり得る。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「傷害罪と傷害致死罪の結果の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「保護責任者遺棄等の保護義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「逮捕・監禁罪の保護法益と行為を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：基礎

「現行の供託申請方法を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：窓口への提出、郵送、オンラインによる申請が用意されている。

ア：窃盗・横領・背任の区別では、財物の占有が誰にあるか、行為者が他人のために事務を処理する立場か、占有物自体を領得したかを確認する。

イ：法務省は供託手続について窓口・郵送・オンラインの申請方法を案内している。この問題では、現行の供託申請方法を理解することがポイントである。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：刑法108条・109条が対象物の状況等に応じて類型を分ける。この問題では、現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：刑法155条以下と159条以下で別類型が規定される。この問題では、文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「横領と背任の構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。法務省は供託手続について窓口・郵送・オンラインの申請方法を案内している。この問題では、現行の供託申請方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「現住建造物等放火と非現住建造物等放火を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「文書偽造罪における公文書・私文書の区別を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。法務省は供託手続について窓口・郵送・オンラインの申請方法を案内している。この問題では、現行の供託申請方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：標準

「供託書の基本記載事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：供託の種類に応じた供託書を提出し、供託者の氏名・住所や供託金額等の法定事項を記載する。

ア：11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：12条の応訴管轄の典型である。この問題では、応訴管轄成立の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：15条の明文である。この問題では、管轄判断の標準時を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「合意管轄の成立要件を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「応訴管轄成立の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「管轄判断の標準時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：標準

「資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：別段の定めがある場合を除き、作成後3か月以内のものに限られる。

ア：特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

イ：共同訴訟の可否は、複数当事者の権利義務の共通性や原因の同一・同種性を38条の類型に当てはめて判断する。

ウ：39条の共同訴訟人独立の原則である。この問題では、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：供託規則9条が原則3か月以内と定める。この問題では、資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「特別代理人選任制度の目的を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「通常共同訴訟の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託規則9条が原則3か月以内と定める。この問題では、資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託規則9条が原則3か月以内と定める。この問題では、資格証明書・印鑑証明書の有効期間を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：標準

「同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：同一の供託所に対し同時に数個の供託をする場合、内容が同一の添付書類について正しい取扱いはいずれか。 結論：一個の供託書に一通を添付し、他の供託書にその旨を記載すれば足りる。

ア．供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．142条の重複起訴禁止である。この問題では、重複起訴禁止の基本を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．143条の要件をまとめたものである。この問題では、訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．146条の要件に合致する。この問題では、反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「重複起訴禁止の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「訴えの変更の時期・基礎同一性・遅滞禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「反訴の関連性・時期・専属管轄等の制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：標準

「還付請求と取戻請求の主体・意味を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：還付は供託関係に基づく権利者からの払渡請求、取戻しは供託者からの払渡請求である。

ア．180条1項・2項の内容である。この問題では、証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．181条1項の規定である。この問題では、不要な証拠の取調べを省略できることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．205条の要件を示す。この問題では、証人尋問に代わる書面提出の要件を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「証拠申出で証明対象を特定すべきことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「不要な証拠の取調べを省略できることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「証人尋問に代わる書面提出の要件を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123 供託法 > 供託総論・手続 | 難易度：応用

「供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：供託につき利害関係を有する者は、供託に関する書類の閲覧を請求することができる。

ア：判決の種類では、終局判決・一部判決・中間判決の機能を区別する。審理が成熟した範囲に応じて判決が可能となる。

イ：114条1項の原則である。この問題では、既判力の客観的範囲の原則を把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「終局判決をする時期の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「既判力の客観的範囲の原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124 供託法 > 弁済供託 | 難易度：基礎

「受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：弁済の提供をしたのに債権者が受領を拒んだとき、弁済者は債権者のために目的物を供託できる。

ア：控訴では、期間だけでなく提出先も頻出論点である。控訴状は控訴審裁判所ではなく第一審裁判所に提出する。

イ：293条の従属性と例外を捉えている。この問題では、附帯控訴の独立性と従属性を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「控訴状の提出先を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「附帯控訴の独立性と従属性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125 供託法 > 弁済供託 | 難易度：基礎

「受領不能を理由とする弁済供託を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：弁済者は、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。

ア：民法494条1項2号は受領不能を供託原因としている。この問題では、受領不能を理由とする弁済供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法25条本文が原則を定め、同条ただし書が少額訴訟判決・支払督促等について執行文を要しない例外を置く。この問題では、執行文の原則と例外を理解することが重要である。

ウ：既判力との調整から、確定判決についての請求異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られる。この問題では、請求異議の訴えの対象と時的制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法494条1項2号は受領不能を供託原因としている。この問題では、受領不能を理由とする弁済供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「執行文の原則と例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「請求異議の訴えの対象と時的制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「不動産に対する金銭執行の方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法494条1項2号は受領不能を供託原因としている。この問題では、受領不能を理由とする弁済供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126 供託法 > 弁済供託 | 難易度：標準

「債権者不確知による供託と過失要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：弁済者に債権者を確知できないことについて過失がなければ、弁済供託をすることができる。

ア：民事執行法155条1項が通常金銭債権について1週間の経過を要求する。この問題では、差押債権者による取立て開始時期を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法494条2項は債権者不確知の場合を認めるが、弁済者に過失がある場合を除外する。この問題では、債権者不確知による供託と過失要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法20条1項は金銭債権と執行不能・著困のおそれを仮差押えの基本要件とする。この問題では、仮差押命令の被保全権利と必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「差押債権者による取立て開始時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法494条2項は債権者不確知の場合を認めるが、弁済者に過失がある場合を除外する。この問題では、債権者不確知による供託と過失要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「仮差押命令の被保全権利と必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法494条2項は債権者不確知の場合を認めるが、弁済者に過失がある場合を除外する。この問題では、債権者不確知による供託と過失要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127 供託法 > 弁済供託 | 難易度：基礎

「弁済供託の債務消滅時を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：民法494条による適法な弁済供託の効果として正しいものはどれか。結論：弁済者が供託をした時に、その債権は消滅する。

ア．民事保全法13条が申立ての明示事項と疎明事項を定める。この問題では、保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．民事保全法14条1項は担保について裁判所の複数の選択肢を定める。この問題では、保全命令の担保が常に必須ではないことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．民法494条1項本文が供託時の債権消滅を明記する。この問題では、弁済供託の債務消滅時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0128 供託法 > 弁済供託 | 難易度：標準

「弁済供託をすべき供託所を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として債務の履行地の供託所にしなければならない。

ア．司法書士法24条は現職者だけでなく「司法書士であった者」にも秘密保持義務を課す。この問題では、秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「保全命令の申立てに必要な主張・疎明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「保全命令の担保が常に必須ではないことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法494条1項本文が供託時の債権消滅を明記する。この問題では、弁済供託の債務消滅時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法494条1項本文が供託時の債権消滅を明記する。この問題では、弁済供託の債務消滅時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「利益相反等により業務を行えない事件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129 供託法 > 弁済供託 | 難易度：標準

「供託後の通知義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：遅滞なく債権者に供託の通知をしなければならない。

ア：民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：供託規則1条はこれらの供託に関する手続を対象とする。この問題では、供託規則が対象とする供託物の種類を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：法務省は供託手続について窓口・郵送・オンラインの申請方法を案内している。この問題では、現行の供託申請方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託規則13条が供託書の提出と記載事項を定める。この問題では、供託書の基本記載事項を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「供託規則が対象とする供託物の種類を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「現行の供託申請方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託書の基本記載事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法495条3項は供託者に遅滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130 供託法 > 弁済供託 | 難易度：標準

「供託物取戻しの原則と効果を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：債権者が供託を受諾せず、供託を有効と宣告した判決も確定していない間は、原則として取り戻すことができ、取戻しにより供託をしなかったものとみなされる。

ア：民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131 供託法 > 弁済供託 | 難易度：応用

「供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：民法496条1項の取戻しの規定は適用されず、供託者は同項を根拠に取り戻すことができない。

ア：法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法494条1項1号が受領拒絶の場合の弁済供託を定める。この問題では、受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。

エ：民法494条1項2号は受領不能を供託原因としている。この問題では、受領不能を理由とする弁済供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「供託の種類と目的の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「受領拒絶を理由とする弁済供託の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「受領不能を理由とする弁済供託を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132 供託法 > 弁済供託 | 難易度：応用

「供託に適しない目的物等の換価供託を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：弁済の目的物が供託に適しない物である場合の処理として正しいものはどれか。結論：弁済者は裁判所の許可を得て目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

ア：民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：質権・抵当権の消滅後に供託を任意に撤回して第三者関係を覆すことを防ぐため、496条2項が取戻しを制限する。この問題では、供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解することが重要である。

ウ：民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。

エ：民法497条は供託不適物、価格低落のおそれ、保存費過分等の場合に裁判所の許可による競売と代金供託を認める。この問題では、供託に適しない目的物等の換価供託を理解することが重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「供託物取戻しの原則と効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「供託により物的担保が消滅した場合の取戻制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法497条は供託不適物、価格低落のおそれ、保存費過分等の場合に裁判所の許可による競売と代金供託を認める。この問題では、供託に適しない目的物等の換価供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法497条は供託不適物、価格低落のおそれ、保存費過分等の場合に裁判所の許可による競売と代金供託を認める。この問題では、供託に適しない目的物等の換価供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133 供託法 > 弁済供託 | 難易度：標準

「弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：債権者があらかじめ弁済の受領を拒む意思を明確にしている場合の弁済提供と、その後の受領拒絶供託について正しい説明はどれか。 結論：債務者は弁済の準備をしたことを通知して受領を催告することで弁済提供とし得て、その提供に対し受領が拒まれれば供託原因となり得る。

ア．民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。

イ．21条1項・2項の内容を正確に整理している。この問題では、表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．22条1項の文言である。この問題では、居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．23条の明文である。この問題では、学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえることがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

0134 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：基礎

「差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を、債務の履行地の供託所に供託することができる。

ア．憲法28条の労働三権である。この問題では、労働基本権の三つの内容を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．29条3項の明文である。この問題では、財産権保障と公共のための収用の要件を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．31条の文言に一致する。この問題では、適正手続保障の条文上の対象を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「表現の自由と検閲・通信の秘密の明文保障を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「居住移転・職業選択・外国移住等の自由の条文を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「学問の自由が独立の条文で保障されることを押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民法493条ただし書は事前の受領拒絶等の場合の口頭の提供を認め、494条1項1号が提供後の受領拒絶を供託原因とする。この問題では、弁済の提供と受領拒絶供託の関係を事例で判断することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「労働基本権の三つの内容を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「財産権保障と公共のための収用の要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「適正手続保障の条文上の対象を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条1項による第三債務者の任意供託である。この問題では、差押えを受けた第三債務者の任意供託を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：標準

「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：第三債務者が、差押えに係る金銭債権について未差押部分を越える競合差押え等の送達を受けた場合の説明として正しいものはどれか。結論：原則としてその債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。

ア．67条の規定に沿う。この問題では、内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．69条の明文である。この問題では、内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．76条3項の内容である。この問題では、裁判官の独立と拘束根拠を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「内閣総理大臣の指名要件と衆議院の優越を整理する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「内閣不信任と衆議院解散・総辞職の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「裁判官の独立と拘束根拠を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：標準

「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：差し押さえられた部分に相当する金銭を供託しなければならない。

ア．判決のバランスを正確に表す。この問題では、法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．35条の明文である。この問題では、法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．36条1項の要件を示す。この問題では、正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「法廷メモ判決における取材・情報摂取と裁判秩序の調整を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「法令又は正当業務による行為の違法性阻却を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「正当防衛の成立要件と過剰防衛を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：基礎

「執行供託の供託所を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：債務の履行地の供託所である。

ア．民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．42条1項の任意的減軽である。この問題では、自首の要件と法的効果を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ．43条本文・ただし書の趣旨である。この問題では、未遂と中止未遂の効果を区別することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ．44条の明文で、個別の処罰規定が必要である。この問題では、未遂処罰に個別規定が必要であることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「自首の要件と法的効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「未遂と中止未遂の効果を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「未遂処罰に個別規定が必要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：標準

「供託命令を受けた第三債務者の義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。

ア．54条1項が観念的競合等について最も重い刑で処断すると定める。この問題では、一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．民事執行法156条3項が供託命令を受けた第三債務者の義務供託を定める。この問題では、供託命令を受けた第三債務者の義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．殺人罪と他の生命・身体犯を区別する際は、死亡結果だけでなく行為者の故意の内容を確認する。傷害致死、過失致死、自殺関与等とは構成要件が異なる。

エ．傷害致死罪は、傷害の故意はあるが死亡について殺意がない場合に問題となる結果的加重犯である。殺人罪との区別では殺意の有無が重要となる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「一個の行為が数個の罪名に触れる場合の処断を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条3項が供託命令を受けた第三債務者の義務供託を定める。この問題では、供託命令を受けた第三債務者の義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「殺人罪の基本構成要件を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「傷害罪と傷害致死罪の結果の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条3項が供託命令を受けた第三債務者の義務供託を定める。この問題では、供託命令を受けた第三債務者の義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：標準

「第三債務者の供託後の事情届を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：供託をした事情を執行裁判所に届け出なければならない。

ア：事後強盗では、先行する窃盗と、その後の暴行・脅迫の目的を確認する。財物の取返し防止、逮捕免脱、罪跡隠滅のいずれかの目的が重要である。

イ：刑法246条と249条の基本的な手段の違いである。この問題では、詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

ウ：民事執行法156条4項が事情届を義務付ける。この問題では、第三債務者の供託後の事情届を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：窃盗・横領・背任の区別では、財物の占有が誰にあるか、行為者が他人のために事務を処理する立場か、占有物自体を領得したかを確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「暴行・脅迫による財物奪取と事後強盗を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「詐欺罪と恐喝罪の手段の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事執行法156条4項が事情届を義務付ける。この問題では、第三債務者の供託後の事情届を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「横領と背任の構造を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事執行法156条4項が事情届を義務付ける。この問題では、第三債務者の供託後の事情届を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：応用

「仮差押解放金の供託の意味と場所を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：仮差押命令には、執行の停止又は既にした執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金額を定め、所定の区域内の供託所に供託する。

ア：法人の普通裁判籍は、まず主たる事務所・営業所の所在地を確認する。代表者の住所は常に第一順位の基準ではない。

イ：管轄問題では、被告の普通裁判籍だけでなく、請求類型ごとの特別裁判籍がないかを確認する。財産権上の訴えでは義務履行地が重要である。

ウ：11条の要件に合致する。この問題では、合意管轄の成立要件を正確に把握することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：民事保全法22条が仮差押解放金の額と供託場所を定める。この問題では、仮差押解放金の供託の意味と場所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「法人等の普通裁判籍の基準を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「財産権上の訴えに関する特別裁判籍を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合意管轄の成立要件を正確に把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。民事保全法22条が仮差押解放金の額と供託場所を定める。この問題では、仮差押解放金の供託の意味と場所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。民事保全法22条が仮差押解放金の額と供託場所を定める。この問題では、仮差押解放金の供託の意味と場所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141 供託法 > 執行供託・その他の供託 | 難易度：標準

「供託の種類と目的の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：弁済供託のほか、営業活動に伴う損害を担保する営業保証供託や、選挙に関する選挙供託なども存在する。

ア：法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：権利能力なき社団でも、一定の組織性と代表者・管理人の定めがあれば、民事訴訟上は団体自身に当事者能力が認められる。

ウ：訴訟能力は行為能力と関連するが、民事訴訟法独自の規定に従う。未成年者については独立して法律行為をできる場面の例外も押さえる。

エ：特別代理人制度は、法定代理人の不存在・代理権行使不能によって手続が止まることを防ぐための暫定的な訴訟上の代理制度である。

0142 司法書士法 > 業務範囲 | 難易度：基礎

「司法書士の基本業務範囲を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：他人の依頼を受けて、登記又は供託に関する手続について代理すること。

ア：115条が効力の人的範囲を規定する。この問題では、確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ：司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：259条の制度で、未確定判決の早期執行を可能にする。この問題では、仮執行宣言の目的と対象を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

エ：261条が取下げの時期と被告同意の要件を定める。この問題では、訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「法人でない社団等の当事者能力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「未成年者・成年被後見人の訴訟能力の原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「特別代理人選任制度の目的を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。法務省は供託制度の代表例として弁済供託、営業保証供託、選挙供託等を挙げている。この問題では、供託の種類と目的の違いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「確定判決の効力が及ぶ者の基本範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「仮執行宣言の目的と対象を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「訴えの取下げの時期と相手方同意の要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143 司法書士法 > 業務範囲 | 難易度：標準

「簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法定の研修課程を修了し、法務大臣から必要な能力の認定を受け、司法書士会の会員であることなどが必要である。

ア．312条1項が憲法違反等を上告理由とする。この問題では、上告理由に憲法違反等が含まれることを理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

イ．上訴・抗告の期間は手続ごとに異なる。控訴の2週間と即時抗告の1週間を混同しないことが重要である。

ウ．司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。

エ．47条の独立当事者参加で、三者間の紛争を合一的に解決する場面で用いられる。この問題では、独立当事者参加の基本構造を理解することがポイントである。正答肢だけでなく、他の選択肢が条文・判例のどの要件と異なるかを対比して整理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「上告理由に憲法違反等が含まれることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「即時抗告の期間を控訴期間と区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「独立当事者参加の基本構造を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144 司法書士法 > 業務範囲 | 難易度：応用

「非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：他の法律に別段の定めがある場合等を除き、司法書士会に入会する司法書士又は司法書士法人でない者は法定の司法書士業務を行うことができず、司法書士でない者は司法書士又は紛らわしい名称を用いることもできない。

ア．不動産に対する強制執行は、強制競売又は強制管理の方法により行われる。この問題では、不動産に対する金銭執行の方法を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ．民事執行法46条は送達時を原則とし、登記が先行した場合は登記時とする。この問題では、強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ．差押え後も、民事執行法46条2項により通常の用法に従う使用・収益は妨げられない。この問題では、差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ．司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「不動産に対する金銭執行の方法を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「強制競売開始決定による差押えの効力発生時を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「差押え後の債務者の使用収益の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145 司法書士法 > 義務・禁止行為 | 難易度：基礎

「依頼に応ずる義務の範囲を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：簡裁訴訟代理等関係業務に関する依頼を除き、正当な事由がある場合でなければ依頼を拒むことができない。

ア：司法書士法21条の定めである。この問題では、依頼に応ずる義務の範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事保全法20条2項は条件付・期限付の債権についても仮差押命令を認める。この問題では、条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事保全法21条が原則と動産についての例外を定める。この問題では、仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事保全法23条1項が係争物に関する仮処分の必要性をこのように定める。この問題では、係争物に関する仮処分の必要性を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法21条の定めである。この問題では、依頼に応ずる義務の範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「条件付・期限付債権にも仮差押えが可能なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「仮差押命令の対象特定と動産の例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「係争物に関する仮処分の必要性を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法21条の定めである。この問題では、依頼に応ずる義務の範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146 司法書士法 > 義務・禁止行為 | 難易度：標準

「秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：司法書士だけでなく司法書士であった者も、正当な事由がない限り、業務上知った事件の秘密を漏らしてはならない。

ア：民事保全法26条が保全異議を、37条が本案不提起等による保全取消しを定める。この問題では、保全異議と本案不提起による取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：司法書士法24条は現職者だけでなく「司法書士であった者」にも秘密保持義務を課す。この問題では、秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：供託法1条が供託所を定めている。この問題では、供託所となる機関を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託法1条の4・1条の5の定めである。この問題では、供託官の処分に対する審査請求の経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「保全異議と本案不提起による取消しを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法24条は現職者だけでなく「司法書士であった者」にも秘密保持義務を課す。この問題では、秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「供託所となる機関を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「供託官の処分に対する審査請求の経路を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法24条は現職者だけでなく「司法書士であった者」にも秘密保持義務を課す。この問題では、秘密保持義務が退職・廃業後も続くことを理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147 司法書士法 > 義務・禁止行為 | 難易度：応用

「利益相反等により業務を行えない事件を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：司法書士が業務を行い得ない事件に関する説明として正しいものはどれか。結論：公務員として職務上取り扱った事件や、仲裁人として取り扱った事件については、その司法書士は業務を行ってはならない。

ア：供託規則15条が同一内容の添付書類の省略を認めている。この問題では、同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：法務省の制度説明でも、還付は被供託者等の権利者、取戻しは供託者からの請求と整理される。この問題では、還付請求と取戻請求の主体・意味を区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：供託規則48条に基づき、利害関係人には供託書類の閲覧請求が認められる。この問題では、供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0148 司法書士法 > 登録・懲戒・倫理 | 難易度：標準

「司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：日本司法書士会連合会が司法書士名簿の登録を行い、登録申請は事務所予定地を管轄する司法書士会を経由して連合会に提出する。

ア：民法495条1項が弁済供託の場所を債務の履行地の供託所とする。この問題では、弁済供託をすべき供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民法495条3項は供託者に滞滞ない通知を要求する。この問題では、供託後の通知義務を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民法496条1項の原則である。この問題では、供託物取戻しの原則と効果を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「同時に複数供託をする場合の添付書類省略を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「還付請求と取戻請求の主体・意味を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：誤り。この説明は「供託関係書類の閲覧・証明請求の基本を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法22条1項が明示する禁止事由である。この問題では、利益相反等により業務を行えない事件を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「弁済供託をすべき供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「供託後の通知義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「供託物取戻しの原則と効果を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法8条2項・9条の仕組みである。この問題では、司法書士名簿への登録主体と申請経路を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149 司法書士法 > 登録・懲戒・倫理 | 難易度：標準

「必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：業務を廃止したときや死亡したとき等には連合会は登録を取り消さなければならない、引き続き2年以上業務を行わないとき等には取り消すことができる。

ア：司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：民事執行法156条2項は競合差押え等の場合に全額の義務供託を定める。この問題では、競合差押え等がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：民事執行法156条2項後段が配当要求の場合の義務供託額を定める。この問題では、配当要求がある場合の義務供託額を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

エ：民事執行法156条は任意供託・義務供託とも債務の履行地の供託所を指定している。この問題では、執行供託の供託所を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

0150 司法書士法 > 登録・懲戒・倫理 | 難易度：標準

「司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：法務大臣は、法令違反をした司法書士に対し、戒告、2年以内の業務停止又は業務禁止の処分をすることができる。

ア：司法書士法3条1項1号が司法書士の基本業務として定める。この問題では、司法書士の基本業務範囲を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：司法書士法3条2項は研修修了、法務大臣の能力認定、司法書士会会員であることを要求する。この問題では、簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解することが重要である。

エ：司法書士法73条は非司法書士の業務規制と名称使用規制を定める。この問題では、非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

イ：誤り。この説明は「競合差押え等がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「配当要求がある場合の義務供託額を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「執行供託の供託所を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法15条が必要的取消し、16条が一定の場合の裁量的取消しを定める。この問題では、必要的登録取消しと裁量的登録取消しを区別することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「司法書士の基本業務範囲を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。

ウ：誤り。この説明は「簡裁訴訟代理等関係業務を行うための追加要件を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「非司法書士による司法書士業務・名称使用の規制を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。司法書士法47条が懲戒処分の種類と権限者を定める。この問題では、司法書士に対する懲戒処分の種類と権限者を理解することが重要である。誤答肢についても、制度の主体・要件・時期・効果のどこが異なるかを対比して確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01